

令和5年度（2023年度）第8回教育委員会（11月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）11月7日（火）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一
委員 木之内 均
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
委員 三淵 浩
委員 園田 恭子

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則の改定について
- 議案第2号 令和6年度（2024年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について
- 議案第3号 熊本県いじめ防止対策審議会委員の任命について

(2) 報告

- 報告(1) 「学校いじめ調査委員会」（湧心館高校）の調査結果の報告について

5 会議の概要

(1) 開会（10:00）

教育長が開会を宣言した。

(2) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号は、人事案件のため非公開とした。

(3) 議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号及び議案第2号、報告(1)を公開で審議し、非公開で議案第3号を審議した。

(4) 議事

- 議案第1号 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則の改定について

特別支援教育課長

特別支援教育課です。資料の1ページを御覧ください。議案第1号「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」の一部を改正する規則の制定について御説明します。

まず、提案理由ですが、本規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるためです。

この規則の改正については、平成31年（2019年）3月に策定しました「県立特別支援学校整備計画【改定版】」において、熊本支援学校の過密狭隘化を解消するため、熊本支援学校高等部を熊本はばたき高等支援学校に移行させることとなりました。その後、より円滑な移行となるよう検討を行い、令和3年度（2021年度）第4回教育委員会において、令和6年度（2024年度）からの熊本支援学校高等部の募集を停止することを議決していただきました。これらを受け、今回、規則を改正するものです。

それでは、資料4ページの「新旧対照表」に沿って御説明します。熊本支援学校の項にあります「高等部」「本科」「普通」「3年」を削除します。

次に資料の3ページを御覧ください。規則の改正文をお示ししています。下に記載しています附則を御覧ください。規則の施行日は令和6年（2024年）4月1日としています。

また、熊本支援学校高等部は、令和8年（2026年）3月31日まで存続する旨をこの規則で規定しています。

以上、御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 令和6年度（2024年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について

特別支援教育課長

議案第2号「令和6年度（2024年度）県立特別支援学校高等部等の募集定員について」御説明します。

資料の1ページを御覧ください。提案理由ですが、県立特別支援学校高等部等の募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び熊本県立特別支援学校学則の規定により、教育委員会で定める必要があるためです。

募集定員の概要について御説明します。資料のページの4ページを御覧ください。まず、「1 募集定員の定め方」について御説明します。（1）について、県立特別支援学校高等部の募集定員は、県内の公立中学校、義務教育学校及び特別支援学校中学部の3年生を対象に9月に実施している進路希望調査の結果を参考に、各特別支援学校の受入に係る施設整備等の状況を踏まえ、できるだけ居住地に近い教育環境で特別支援学校に入学できるように定めています。（2）について、1学級あたりの人数については、原則として、単一障がいのある生徒対象の一般学級は8人、2つ以上の障がいを合わせ有する生徒対象の重複障がい学級は3人、自宅や病院を訪問して教育を行う訪問教育は、3人としています。なお、幼稚部は1学級5人としています。

次に、「2 高等部募集定員」「3 幼稚部募集定員」について御説明します。

「2 高等部募集定員」については、本科の普通科、専門学科と専攻科の合計は

498人、「3 幼稚部募集定員」については40人としています。「4 高等部と幼稚部の募集定員の総合計」は538人となります。

なお、各学校の募集定員については、2ページ、3ページに示しているとおりで、これらの募集定員については、熊本市立・八代市立の特別支援学校の募集定員とともに、本日、報道機関に資料として提供する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

事前調査を行った上での募集定員と伺っていますが、希望していても入れないという生徒はいないという理解でよろしいですか。

特別支援教育課長

希望の数と受入可能数ということで、可能な限り希望したところに入れるように定員の設定をしていますが、年度によって、あるいは地域によって、希望が集中してしまうことがあります。その場合には、残念ながら、不合格ということにならざる得ないところもあります。その場合は、通学可能な特別支援学校を選んで、そちらの方に進学していただいている状況です。

三淵委員

高等部の方ですが、学校が建て替えになったり、新しくなったりしていますが、特別支援学校においては、普通教室ではなく、陶芸や木工を行う教室等も新しいところに完備できていますか。

特別支援教育課長

作業室等の特別教室についても、新設の学校では、あらかじめ設けています。

ただし、過密狭隘化が進んでいたときには、特別教室を普通教室として割り振りしなければいけないときもありましたが、その部分についても整備を進めてきました。

三淵委員

幼稚部ですが、幼稚部の募集定員と実際幼稚部に入っている方、定員の充足度、希望者はどれくらいですか。

特別支援教育課長

幼稚部の希望者は、今年度は12人と把握しています。実際のところ、募集定員よりも少ない場合が多く、割と定員には余裕がある状態で毎年募集しています。

教育長

去年と比べると若干減っていますが、全体的な傾向としては、やはり少子化とかの影響で減っているのですか。ここ数年間の人数はどうなっていますか。

特別支援教育課長

昨年度は募集定員を増やしており、特別支援学校希望者も多く、顕著になっています。今年の設定としては、本科の募集定員の合計が474人となっています。今年度の特別支援学校希望者は、進路希望調査の結果で見たところで365人であり、実数として希望を把握しています。随分大きく、ゆとりを持って設定をしているところです。特別支援学校希望者は、昨年度の353人から今年度の365人と、12人増えていますが、それでも余裕をもたせた募集定員になっています。

教育長

今の資料は、どの部分ですか。

特別支援教育課長

希望者については、今回は記載していません。

教育長

この出てきている募集定員では、減っていますよね。

特別支援教育課長

昨年度より18人減っています。一般学級では1学級分8人、重複障がい学級は少し大きくてマイナス7人、訪問教育がマイナス3人ということで、実際の希望に合わせて、余裕を持たせつつも、調整をしてこの数になっています。

教育長

トータルの希望としては、人数が減っている訳ではないのですか。

特別支援教育課長

減っている訳ではありません。希望は12人増えていますが、昨年度、大きく余裕を持たせて募集定員を決めました。

教育長

希望が変わったり、状況が変わったりするので、少し幅を持たせているということですか。

特別支援教育課長

はい、そうです。夏の時点の希望調査になりますので、その希望が少し変動する場合があって、高等学校の方を希望したり、逆に高等学校を初めは希望していたけれど、特別支援学校を希望したりするというケースがあるようです。

三淵委員

訪問教育ですが、実際、熊本県は何人ぐらい在籍していますか。その方々は、重度の障がいの方ですか。人工呼吸器を付けている方ですか。

特別支援教育課長

肢体不自由の訪問教育が高等部本科で3人、病弱が2人、知的障がい0人、全体で5人程度在籍しています。

三淵委員

これは家族の希望ですか。

特別支援教育課長

通学が難しい子どもたちが対象になります。実際の健康状態、体の状態に合わせた学びの場となります。

三淵委員

分かりました。

西山委員

先ほどの教育長の質問と重複すると思いますが、今年の定員が538人で、もう一度、応募の数字を教えてください。また、去年の定員が555人ですが、去年の応募が何名で、入学者が何名かを教えてください。

特別支援教育課長

本科は、募集定員474人に対して、希望者は365人です。専攻科は、募集定員24人に対して、希望者は3人です。幼稚部は、募集定員40人に対して、希望者は12人です。

西山委員

昨年度はどうですか。

特別支援教育課長

昨年は、本科の募集定員492人に対して、希望者は353人です。専攻科は、

昨年度も希望者は3人です。幼稚部は、希望者は7人です。

西山委員

入学の実績はどうか。

特別支援教育課長

本科の入学者は367人です。専攻科の入学者は3人です。幼稚部の入学者は3歳児・4歳児・5歳児合わせて19人です。3歳児は5人です。

西山委員

ありがとうございます。応募と入学の実績は、あまり変わらない数字になるのですね。

特別支援教育課長

そうです。

西山委員

その傾向を見ながら定員を考えるといいのかなと思いました。

特別支援教育課長

ありがとうございました。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○報告(1) 「学校いじめ調査委員会」(湧心館高校)の調査結果の報告について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。報告(1)について、資料の1ページを御覧ください。

10月20日(金)、調査委員会から学校に調査報告書が提出されました。その後、校長から県教育委員会に対して、提出がありました。

いじめの事実認定については、調査報告書の7ページから13ページまでに記載してあります。本調査では、学校の基本調査で整理されたいじめの疑いがある7項目の行為について、3項目が「いじめ」と認定されました。他の4項目は、「認定は困難である」とされましたが、そのうちの2項目については、「それ自体ではいじめと認定することはできなかったものの、本件におけるいじめの背景的事実を理解する上で重要なものである」とされました。また、被害生徒及び保護者が対応を求めた時点で、速やかに重大事態が発生したものとみなし、調査報告すべきであり、当時の学校は、重大事態への対応という意識が希薄であったとの指摘がありました。

本事案に対する学校の対応の問題点について、調査報告書の14ページから18ページまでに記載されており、次の4点について指摘がありました。「(1)初期の段階での対応が十分できていなかったこと。」「(2)「いじめ防止基本方針」や「いじめ問題への対応マニュアル」等の定めに従った、組織的な対応がなされていなかったこと。」「(3)学校が行う調査について、調査方法や対応方法について、具体的な手順を定めたマニュアルがなく、調査方法や結果の残し方について、教諭ごとにばらつきがあったこと。」「(4)当時の教頭が、書面

の一部を削除・修正して保護者に閲覧させるという不適切な対応を行ったこと。」

以上のような問題点が、被害生徒及び保護者の学校に対する不信を増大させることにつながったと指摘してあります。

本件について、調査報告書の18ページから21ページまでにかけて、調査委員会から、次の6点の提言をいただきました。「(1) 初期対応の重要性を再確認すること。」「(2) 「いじめ防止基本方針」の内容を再確認すること。」

「(3) まずは情報共有を徹底すべきであること。」「(4) 情報共有の徹底のもとに、本校の体制を再度検討すべきであること。」「(5) 調査の重要性を認識し、具体的な手順等を定めて確認しておくこと。」「(6) より柔軟な組織の設置、活用等について検討すること。」

いただきました提言を、今後のいじめ対応に生かしていきます。

今回の報告を受けて、同日、被害生徒の保護者に調査委員会から調査報告書の内容について説明を行い、県教育委員会から所見の提出及び再調査について説明を行いました。11月20日(月)を目途に、所見の提出及び再調査について御意向を確認させていただきようお願ひしています。提出等がありました場合は、その内容について、御報告します。

調査報告書の公表については、被害生徒及び保護者の御意向を伺ったところ、調査報告書本体の公表及び県教育委員会ホームページへの掲載の御意向がありましたので、報告日(10月20日)の記者説明時に調査報告書の配付を行い、同日県教育委員会ホームページに掲載しています。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

調査委員会には、2年間にわたり検討いただき、聴き取り等も大変丁寧にしていただき、提言もいただいたことに感謝しています。是非、提言に基づき研修や対応の強化を図っていただきたいと思います。

このような問題は、未然に防ぐことや再発しないようにすることが大切です。当事者も大変ですが、周りの人がいかに見守っていくかが大切だと思います。教育は、5者で育てると言われます。いろいろな事例がありますが、周囲の人は認識していて、見て見ぬふりをしている人が多いのではないかと思います。見て見ぬふりをやめ、周りの人が子どもたちを見守り、問題があれば発信できる仕組みを検討していく必要があると思います。

以前から、スクールサインの運用状況について検証が必要と述べてきましたが、スクールサインの検証と展開を方向付けて、良くない事例があれば、発信できる仕組みを整備し、保護者や家族が発信できるようにすれば、見守る人が多くなり、未然に防ぐことができる事例が増えるのではないかと思います。

学校安全・安心推進課

スクールサインの周知は、生徒・保護者含め、一定程度行っていますが、制度を立ち上げてから時間が経過しているため、学校により取組に多少のばらつきがある可能性があります。再度の周知及び活用の促しを各学校と連携して行っていきたく思います。また、その他の部分についても、周囲の人がしっかりと関わり、SOSをキャッチし、周りの人がSOSをつないでいくような仕組みを整えていくことが必要と考えています。

西山委員

現状はどうなっていますか。生徒がアイコンを登録しているか、家族も登録しているのかなどの現状を把握する必要があると思います。登録後、どのくらい活用しているのかを検証し、今後どのようにしていくのかを早急に検証していただきたいと思います。

学校安全・安心推進課長

御指摘を踏まえ、早急に対応していきます。

三淵委員

いつも学校の対応の遅れや、県教育委員会への報告の遅れが問題になりますが、学校内のいじめ防止対策会議で対応した場合、すぐに県教育委員会に報告するシステムが大切であると思います。大学病院では、「チャイルドプロテクションチーム」というものがあり、虐待が疑われる事案に主治医が気付いたら、チームに相談し、市町村若しくは児童相談所にすぐに報告して、行政とともに対応していくという方針です。虐待の場合は、児童相談所に報告しているので、対応が悪かった場合、児童相談所の対応が問われることとなります。良いか悪いかは分かりませんが、いじめの場合は、学校の対応が悪いことが多いので、県教育委員会に早急に報告するシステムをつくり、県教育委員会が責任を持つ形にしてはどうですか。

学校安全・安心推進課長

全ての指摘に答えることができるか分かりませんが、今回の報告書でも、初期対応の重要性の指摘があり、先般発生・報告をした大津高校の例でも、早期段階で県教育委員会と綿密なやりとりをし、必要に応じて、県教育委員会からしっかりと指導・助言を行うことが重要であったと考えています。

今回の湧心館高校の事例では、学校が抱え込んでしまったことが、保護者への不適切な対応につながった可能性が考えられます。早期に組織的な対応を行うことで、防ぐことができたかもしれません。今回の報告書の提言を踏まえ、学校と県教育委員会が一体となって、対応を行っていききたいと思います。

田口委員

資料の20ページに記載されている提言の中に、「調査の重要性を認識し、具体的な手順等を定めて確認しておくこと」とあります。これは是非、やっていただきたいと思います。生徒から相談があった場合、1番身近にいる担任が話を聞くのが普通だと思いますが、担任1人で聴き取りや指導を行う方が良いのか、事案によっては、ベテランの主任や副主任の先生、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と行う方が良いのかといったマニュアルがあれば、担任の先生も対応に困らず、対応をより早期にきちんと行うことができたのではないかと思います。新任の先生は、大学教育や教育実習で、このような聴き取り調査を学ぶことはあまりなく、いきなり事案が発生して、1人で対応しなければならないという状況に追い込まれてしまう可能性があります。このような先生をサポートする手順書や、組織的に取り組むマニュアルがあると良いと思います。今このようなものがあれば教えてください。

学校安全・安心推進課長

この事案と同じタイミングになりますが、令和2年(2020年)11月に熊本県いじめ防止基本方針を改訂し、その際に、いじめの対応フローについてのリーフレットを作成し、各学校に周知しています。また、今回の調査報告書の内容を踏まえ、各学校に即したより具体的なマニュアルの作成について、研修等をと

おして、周知徹底を図っていきたいと考えています。

田口委員

このような事案が次々に起こらないためにも、初期対応が重要であり、今御紹介いただいた資料やリーフレット等の周知徹底が必要だと思います。是非、早急な対応をお願いします。

木之内委員

方針の改正等の機会で、対応策はとってきたと思いますが、現実として、先日の大津高校のように県教育委員会への報告が遅れている事案が発生しています。それがなぜ発生してしまったのかを検証することが必要だと思います。特に、新任の先生たちは、このような事案対応の考え方について、授業で学ぶ機会はほとんどなく、いざ事案が起こると、周囲に相談することができないこともあると思います。

また、先ほどのスクールサインについても、生徒や保護者は毎年変わっていくので、学校側から見るといつも意識していたつもりでも、生徒や保護者の意識は軽薄になっていくことがあると考えられます。そのようなことが、対応の遅れにつながるのではないかと思います。しつこいと思われるくらいきちんと伝えることを徹底するよう、管理職に指導・助言していただければと思います。

三淵委員

大学病院では、虐待への対応についてのフローチャートを作成し、配布したり、eラーニングで啓発活動を行ったりしていますが、事例があったときに、小児科の先生たちが知らないことがあり、ショックを受けたことがあります。それから更に徹底するようにしました。人は変わりますので、何回もしつこく指導しなければ、制度を作っても動かないことがあると感じています。

1つ確認ですが、スクールソーシャルワーカーは、どこに所属されている方ですか。

学校安全・安心推進課長

スクールソーシャルワーカーは、県任用のスクールソーシャルワーカーで、拠点校である湧心館高校に配置されているスクールソーシャルワーカーでした。

三淵委員

スクールソーシャルワーカーが関わった際に、県教育委員会と連携するということはなかったのですか。報告書の4ページに、「スクールソーシャルワーカーと面談した」という表記があります。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが聴き取ったことをどこまで伝えるかは、難しいところがあると思いますが、スクールソーシャルワーカーに相談があった時点で、学校側に働きかけはなかったのですか。

学校安全・安心推進課長

この事案については、スクールソーシャルワーカーが介入した時点で、学校から県教育委員会に報告がなされており、スクールソーシャルワーカーからの相談内容の報告もありますが、それ以外にも学校と随時やり取りを行い、内容に応じて学校に指導助言を行ってきました。

教育長

報告書の提言の内容を、各学校で徹底していくことができればと思います。

教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和5年（2023年）12月5日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時30分。